

建設工事に係る入札制度に関する質疑応答

※令和4年1月13日までに事業者向け説明会（アンケートを含む）及び電子メール等でお問合せいただいた内容について、掲載しております。

事業者向け説明会の内容について

No.	質問	回答
1	説明される項目、内容が多岐に渡るので、区のホームページに説明内容の動画をアップすると良いかと思えます。	世田谷区のYouTubeチャンネルで、別途収録を行った説明動画を掲載する予定です。公開時期は令和4年1月27日（木）頃を予定しています。掲載する際はホームページ上でもご案内いたします。
2	後日問い合わせする手段の説明をいただきたい。	入札制度全般については世田谷区財務部経理課契約係まで、評価項目となる各制度についてはそれぞれ各機関までお問い合わせください。 それぞれの連絡先については、説明会配付資料の「世田谷区建設工事総合評価方式に関するお問い合わせ先一覧」に記載しております。

公契約条例について

No.	質問	回答
3	労働報酬下限額の周知に係る確認書についても、労働報酬下限額周知カードとあわせて、区から提供してもらえると考えてよろしいでしょうか。	おっしゃる通りです。 確認書、周知カードについてはそれぞれ必要数を区から提供いたします。
4	労働報酬下限額周知カードはスポット的な人にも必要ですか。	周知カードはスポット的に従事される方やその契約に従事する下請負者の方含めてすべての方に配布していただくことを基本とします。 配布が難しい場合などは、周知カードの記載内容について書面等（電子メール含む）で周知することもできます。

世田谷区建設工事総合評価方式全般について

No.	質問	回答
5	入札資料の送信をもう少し早くして欲しい。	令和4年度契約案件から入札資料の送信から開札までの期間をこれまでと比べて、約1週間長く設定し、事業者の皆様が積算する期間を確保いたします。

No.	質問	回答
6	総合評価方式に合わせた体制に直ぐかけられる会社と、かかりたいが直ぐには出来ない会社があると思いますが、スタートしてからある程度進んだ時期に世田谷区に登録している会社で取りかかれていない会社に対してサポートする事は考えていますでしょうか。取りかけられる、取りかかれていないにより、入札制度が不均等にならない様に希望します。（より入札しやすい環境整備のため）	本総合評価方式については、世田谷区公契約条例に基づき設置されている公契約適正化委員会から条例の実効性の確保やダンピング防止のための制度改革を進めることなどの答申を受けたこと等を踏まえて、条例の趣旨を具体的に反映する制度として策定したものです。 そのため、条例の規定に基づく事業者の皆様の取組みを評価するとともに、過度な低価格入札を抑制する価格評価の仕組みを導入しています。取組みの推進に必要な費用は、工事の積算に入れていただき、価格と品質とのバランスを競っていただきたく考えております。
7	評価点を得るためには、今度大きな出費がかかります。既にダンピング競争で体力を消耗している事業者が多い中、うまく取得できるのか不安が残ります。又、働き方改革等、建設業をとりまく環境は今までより厳しくなっております。だからこそ今回の改革には感謝しかありませんが、無理なく発展する地域の事業者のための改革になることを望みます。	本方式は当面の間は試行として実施するものとし、評価項目については、案件の発注時期や規模等に応じて一部の項目を適用しないこともあります。また、事業者の皆様の取組状況についても確認を行いながら、分析や検証を重ね、よりよい入札制度となるよう本格実施に向けて検討してまいります。 なお、評価項目に関する各種制度については世田谷区財務部経理課契約係や「世田谷区建設工事総合評価方式に関するお問い合わせ先一覧」に記載の各機関までお問い合わせください。
8	建設業は各資格を取得することが最重要で、仕事をしながら勉強しているのが現状です。総合評価方式でワークライフバランスなどを評価することは単に仕事を増やすだけで喜んで認定を受ける人はいないと思う。コスモス認定、えるぼし認定、くるみん認定はいらない。休暇の確保、時間の短縮のため、書類を簡素化しなければならないのに受注者側も発注者側も増えてしまう。	
9	東京都における入札に際し、総合評価方式の入札に参加はした経験はありますが、本日の内容ほどの項目はなく、この内容の必要性が理解できません。工事成績評価点、技術者配置等でよくないのか。	

価格評価について

No.	質問	回答
10	価格点について、予定価格が評価基準価格ではないかと思われます。単価見直し等を今後して頂けたらと思います。	今回の入札制度改革では、総合評価方式の改定等に加えて、積算担当部署と連携しながら、より実勢価格に即した予定価格となるよう、単価の採用方法の見直しや現場実態に即した積算を図ります。 予定価格は契約金額の上限として設定する価格となりますが、評価基準価格については、適正な労働環境等を含めた品質と事業者の皆様による見積努力のバランスを確保することのできる価格と考えております。 なお、評価基準価格については東京都でも同様の算出式を使用しております。

No.	質問	回答
11	評価基準価格の範囲が75%～92%では大きいと思います。予定価格の75%ではダンピングでは？	<p>評価基準価格については、予定価格を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に基づき算出します。75%、92%という値はそれぞれ下限値、上限値であり、実際に設定する評価基準価格は、当該案件の予定価格の構成に基づきます。</p> <p>なお、算出式及び範囲については、東京都の総合評価方式で用いられているものと同様となります。</p>
12	評価基準価格は最低制限価格ではないとの認識でよろしいでしょうか。	<p>おっしゃる通りです。評価基準価格と最低制限価格は異なる制度となります。</p> <p>評価基準価格は「世田谷区建設工事総合評価方式」で実施する案件のみ設定し、価格評価において満点を得ることのできる価格であり、評価基準価格を下回った場合に失格となるものではありません。</p> <p>最低制限価格については当該価格を下回った場合は失格となります。</p> <p>なお、各案件において設定する基準価格は以下のとおりとなります。</p> <p>① 世田谷区建設工事総合評価方式による案件 評価基準価格、調査基準価格、失格基準価格</p> <p>② ①以外の予定価格1億円以上の案件 調査基準価格、失格基準価格</p> <p>③ ①以外の予定価格300万円（建築工事は500万円）以上1億円未満の案件 最低制限価格</p>

施工能力評価点について

No.	質問	回答
13	工事成績評定は69.7点等、小数点以下があると思いますが切り捨てででしょうか？	<p>工事成績評定の点数の平均は小数点以下も含めて算定し、切り捨て、切り上げなどの処理は行いません。</p> <p>例として3件平均が69.3333・・・となった場合は、算定表の69点以上70点未満に該当し、評価点は7.5点となります。</p>
14	当社は、東京都の工事实績はありますが、世田谷区の実績はありません。都での実績を施工能力評価等に適用できませんか。そうしないと、いつまで経っても世田谷区の工事を落札できないことになりませんか。	<p>入札案件の一部を新しい総合評価方式で実施するものとし、通常の価格競争入札も並行して行います。また、工事成績は評価項目の一部であり、その他の評価項目によって落札することも考えられます。</p> <p>本方式では、他の地方公共団体による総合評価方式と同様に、当区発注工事における工事成績評定を評価対象といたします。</p>
15	優良工事实績の対象を過去3年度分を過去5年度分にして欲しい。工事成績は過去5年なので合わせて良いかと。	<p>これまでの施工能力審査型総合評価方式では過去5年度分を評価対象としておりましたが、評価の実効性を高める観点から、過去3年度分を対象とするとともに、対象実績が複数ある場合の加点を追加しました。</p>

No.	質問	回答
16	配置予定者の実績には前3年度以内等の要件はありますか？	配置予定技術者の実績は入札公告日の属する年度及びその前5年度内に完了した工事で、CORINSに登録があるものを対象とします。

地域貢献評価点について

No.	質問	回答
17	地域経済振興の評価については、二次下請けが区外でも一次が区内であれば区内業者と考えてよろしいですか。	おっしゃる通りです。 地域経済振興に関する評価点では、自社施工及び区内事業者への一次下請によって評価します。
18	地域経済振興の件で過去に区内で下請けした実績は、元請けで申し込む場合は評価点に加点はないのか。	地域経済振興に関する評価点は、入札参加者が過去に元請として受注した工事において、区内事業者へ下請発注した金額と自社施工の金額によって評価します。

公契約評価点について

No.	質問	回答
19	「労働福祉の状況」で40点・35点の場合の評価は？	経営事項審査における「労働福祉の状況」は、加点項目が15点×3項目の合計45点、減点項目マイナス40点×3項目の合計マイナス120点の組み合わせによって審査されます。したがって、40点や35点という点数にはなりません。
20	コスモス認定は高額のコスモス認定費用がかかるが補助はあるのか？	区による助成等はありませんが、労働者50人未満程度の中小規模建設事業場が対象となるコンパクトコスモス認定では認定料の負担が軽減されますので、ご活用ください。
21	キャリアアップシステム等、費用が発生するものに関して助成制度等、検討して頂けないでしょうか？	区による助成等はありませんが、厚生労働省による助成金制度があります。建設事業主団体が取り組む「CCUS等の普及促進のための研修会、説明会等の実施」や「建設現場での就業履歴を記録するカードリーダーの購入や専用アプリの利用」等が対象となります（人材確保等支援助成金）。
22	「若年者雇用」について、国等の総合評価方式入札では「ユースエール」認定も評価の対象としている例があります。世田谷区様でも評価対象としてよいのではと考えます。	「若年者雇用」に関する評価点は、経営事項審査の「若年技術職員の継続的な育成及び確保」「新規若年技術職員の育成及び確保」それぞれに該当しているかを評価いたします。ユースエール認定などその他の要素を評価対象とするかについては、試行実施のなかで分析・検証をしながら検討いたします。